

賞与計算時の保険料にご注意願います！

社会保険料については、年度がわりで保険料率に変更されてから変更はなく、夏賞与時と同じ保険料率ですが、雇用保険料は、10月に変更されました。今一度、確認のためご案内致します。

例：社会保険・雇用保険加入、45歳、賞与額 343,400円

| | |
|---------|---------------------|
| 健康保険料 | 16,961円 |
| 介護保険料 | 2,813円 |
| 厚生年金保険料 | 31,384円 |
| 雇用保険料 | 1,717円（建設事業は2,060円） |

| 種類 | 天引き率 |
|--------|-------------------------------|
| 健康保険 | 49.45/1,000（協会けんぽ石川支部） |
| 介護保険 | 8.2/1,000 |
| 厚生年金保険 | 91.5/1,000 |
| 雇用保険 | [一般事業] 5/1,000 [建設事業] 6/1,000 |

*社会保険（健康保険、介護保険、厚生年金保険）の保険料について

・賞与額の内1,000円未満は対象外のため、343,000円が保険料対象です。

※雇用保険料は343,400円全額が対象

・賞与支払月の途中で退職した場合は、保険料は掛かりません。

賞与支払日：12月10日 退職日12月20日→保険料が掛からない
退職日12月31日→保険料が掛かる

※雇用保険料はどちらの退職日でも掛かる

・保険料の端数

1円未満については、社内取り決めが特になければ、50銭を超えるときに1円に切り上げます。

介護保険料の端数については、当事務所では、健康保険料と介護保険料を合算率で計算して、端数計算をしています。そして、その額から、健康保険料（端数計算済み）を引いて、介護保険料を算出しています。

・保険料上限（下記賞与額を超えると、それ以上保険料は掛かりません）

健康保険・介護保険：年間573万円 厚生年金保険：1ヶ月150万円

不明点・ご質問がある場合は、ご訪問時でもお電話でもお気軽にお聞き下さい。

令和4年11月

社会保険労務士 山田事務所

TEL 221-2114